

請負者名 株式会社 渋谷
現場代理人 [REDACTED]

施工計画書

工事名 (仮称) 平塚シーサイドパーク BBQレストラン棟新築工事
工事場所 平塚市湘南海岸公園龍城ヶ丘45番1先

令和 6年 6月

上記の工事について別紙のとおり提出します

目 次

1. 総則
2. 工事概要
3. 計画工程表
4. 現場組織表
5. 施工方法.主要資材
6. 施工管理計画
7. 緊急時の体制及び対策
8. 安全管理
9. 工事管理
10. 交通管理
11. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
12. 環境対策（騒音・振動対策等）

1. 総 則

1-1 適用範囲

本施工計画書は、『平塚市湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン BBQレストラン新築工事』に適用する。

1-2 適用図書

本工事適用図書は以下の通りとする。

1. 質問回答書、現場説明書、現場説明事項及び追加変更指示書
2. 本工事の建築設計図書及び特記仕様書
3. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）
4. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針 上・下巻（令和4年版）

1-3 疑義、変更

本施工計画書に記載なき事項や、記載事項の疑義変更に関しては、

設計監理者と協議の上 承諾を得て施工する。

協議した結果について記録に残し整理する。

1-4 尊守事項

災害防止については労働安全衛生規則に基づく施工体制及び安全管理を行い
事故発生を未然に防ぐ対策を実施する。

1-5 その他

本施工計画書に基づき主たる工事の詳細については、施工要領書を作成し工事内容及び作業の進め方等について作業担当者、施工業者に周知徹底させて施工品質の確保に用いる。

2.工事概要

工事名称 (仮称) 平塚シーサイドパーク BBQレストラン棟新築工事

工事場所 平塚市湘南海岸公園龍城ヶ丘45番1先

発注者 積水ハウス不動産東京株式会社 [事業者間での発注]

設計監理 株式会社 渋谷

工期 令和7年2月15日 ~ 令和7年7月15日

用途 飲食店

構造 鉄骨造平屋建て

延床面積 298.55m²

受注者

会社名 株式会社 渋谷

所在地 奈良県桜井市外山186番地の1
TEL 0745-43-1567 / FAX 0745-43-1624

建設業許可 建築工事業他20業種
奈良県知事 許可(特-6) 第 14537 号

許可の期限 令和11年 5月 19日

3.計画工程表

別紙による

平塚シーサイドパーキングBBQレストラン棟新築工事 工程表

工種	月	日	15	20	25	1	5	10	15	20	25	1	5	10	15	20	25	1	5	10	15	20	25	備考
板設工事																								
基礎工事																								
鉄骨工事																								
屋根工事																								
大工工事																								
鋼製建具工事																								
外壁工事																								
内装工事																								
LGS工事																								
塗装工事																								
内装工事																								
木製建具工事																								
金物工事																								
家具/ハーディショ工事																								
内飾サイシ工事																								
住宅設備工事																								
電気設備工事																								
機械給排水設備工事																								
ガス設備工事																								
外構工事																								

4.現場組織表

現場事務所

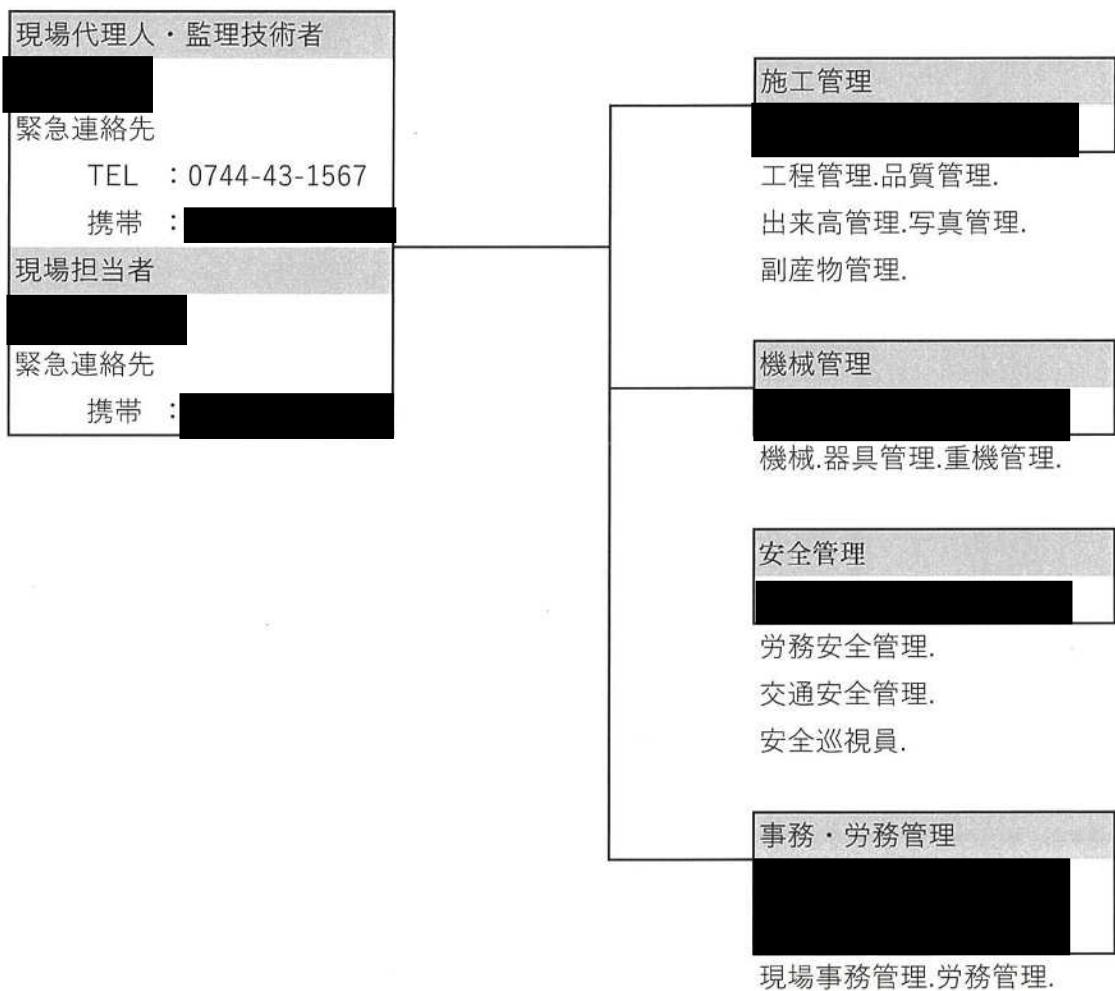
所在地 平塚市湘南海岸公園龍城ヶ丘45番先

会社名 株式会社 渋谷

住 所 奈良県桜井市外山186番地の1

TEL : 0744-43-1567

FAX : 0744-43-1624



仮設計画

- ・仮設箇所（仮用いの場所）については、監督員と事前協議の上決定する。
- ・仮用いは、周囲からの接触により児童が損傷を負わないようくれぐれも注意し設置する。

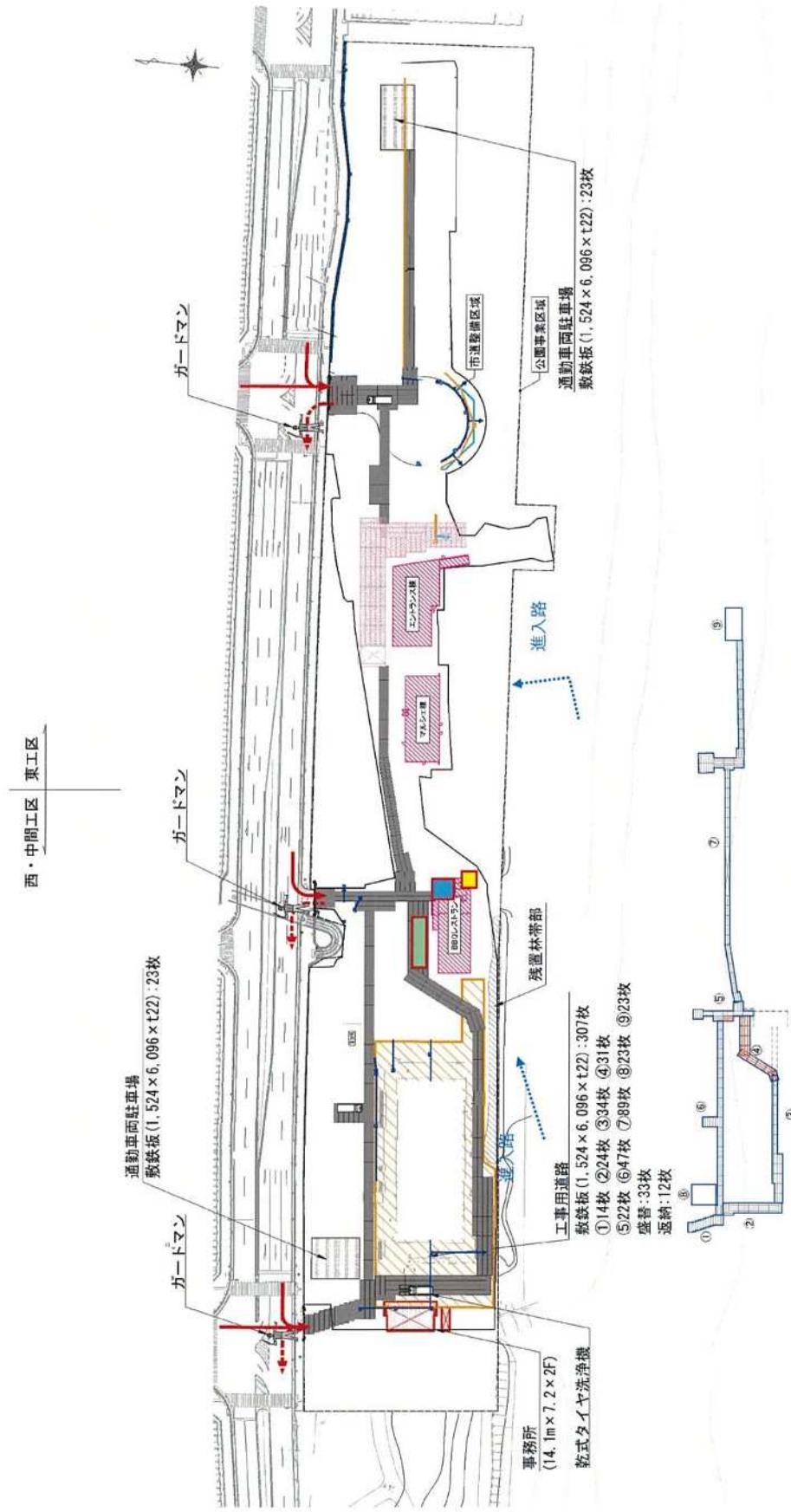
(仮称) 平塚シーサイドパーク
BBQレストラン棟新築工事

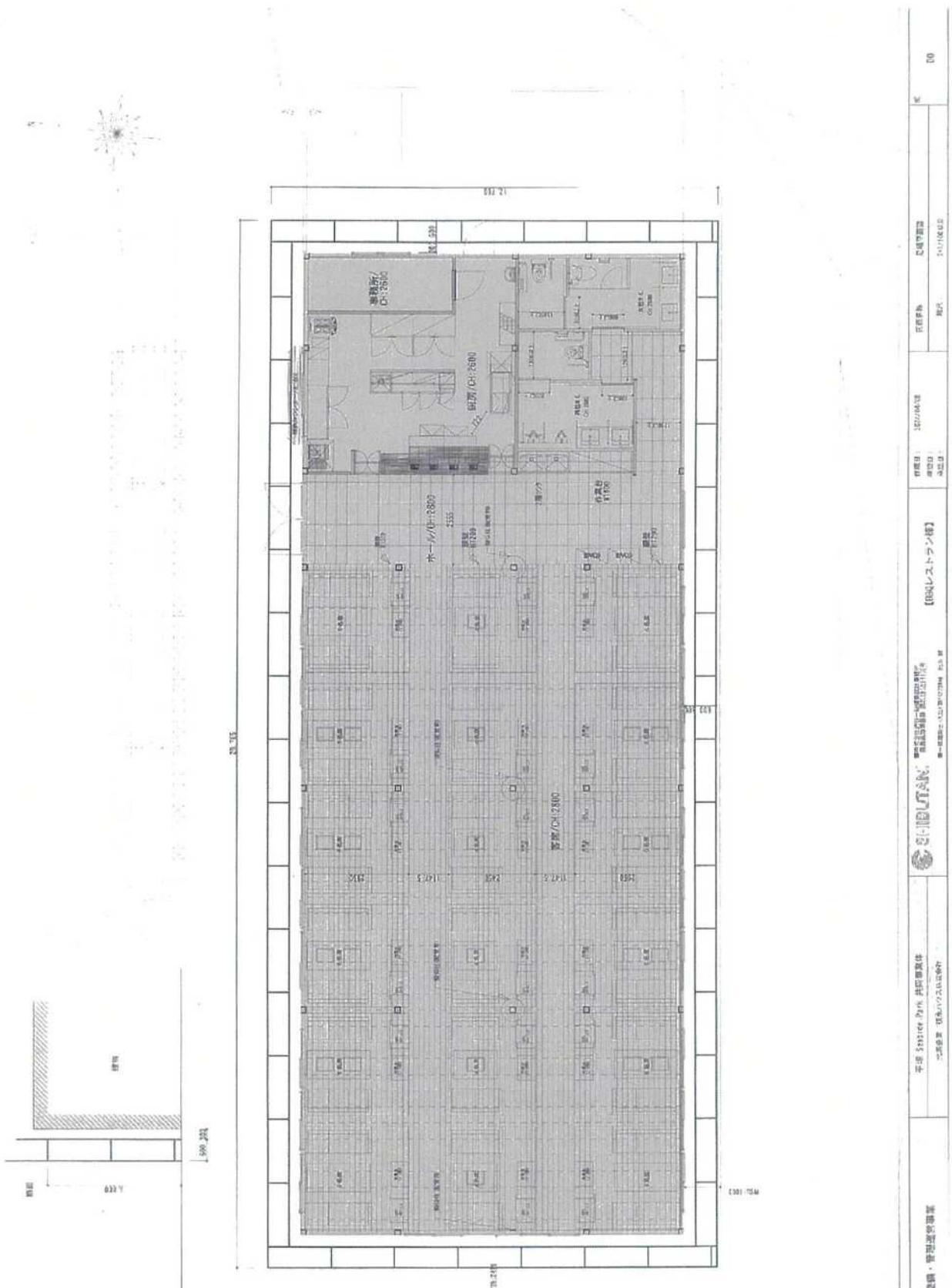
仮設トイレ
■

資材置場
■

クレーンの配置
■

- ・仮用いは、周囲からの接觸により児童が損傷を負わないようくれぐれも注意し設置する。





5.施工方法.主要機械.主要資材

5-1 一般事項・仮設備工事

一般事項

作業時間等は施工計画書共通事項に準じる。

施工順序

●本工事の施工にあたっては、設計図書及び公共建築工事標準仕様書及び公共建築改修工事車両標準仕様書に基づき施工する。

(1)工種(注1) 每の作業フロー図を記載し、各作業段階における①～⑤の該当項目について記述する。

- ① 工事箇所の作業環境（周辺の土地利用状況、自然環境、近接状況、埋設物、障害物等について調査した結果）
- ② 主要な工種の施工時期と降雨・台風時期等の関連
- ③ 上記①・②から判断される施工実施上の留意事項及び施工方法の要点・制約条件（施工時期、作業時間、交通規制、自然保護等）・基準点・地下埋設物・地下障害物の防護方法
- ④ 制約条件及び埋設物・障害物防護の円滑な処理を行うための関係機関との協議・調整事項
- ⑤ 使用予定機械

★（注1）→記載対象工種は下記の①～⑥を標準とする

- ① 主要な工種
- ② 設計図書で指定された工法
- ③ 標準仕様書に記載されていない特殊工法
- ④ 施工条件明示項目で、その対応が必要とされている事項
- ⑤ 特殊な立地条件での施工や、関係機関及び第三者対応が必要とされる施工等
- ⑥ その他

(2) 施工要領書等がある場合は添付する。

仮設計画

- ・仮設トイレ 大便器1台
- ・仮設水道引込
- ・発電機設置

5-2 主要機械

本工事において建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第247号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。本工事で使用する低騒音・低振動型及び排出ガス対策型の主要建設機械の機械名・規格等は以下の通りである。

機種	規格	台数
油圧ショベル	0.25	1台
コンクリートポンプ車		1台
クレーン車	13TR	1台

5-3 主要資材

BUILD-X

構造

鉄骨造平屋建て

屋根：折半葺（ガルバリウム鋼板）

外壁：サイディング張（窯業系サイディング）

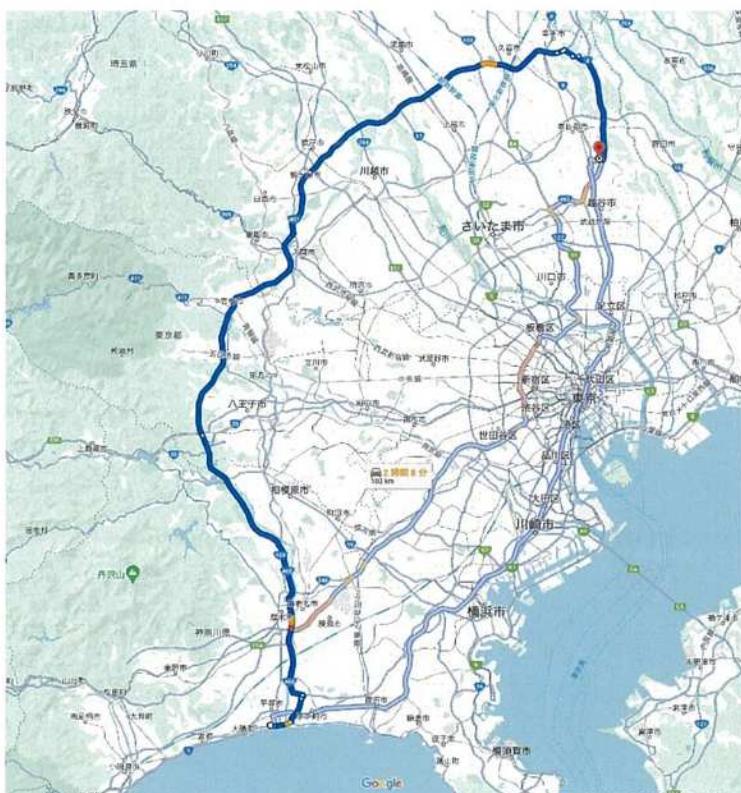
基礎：べた基礎

内部仕上：プラスターボード下地 クロス貼

延床面積

298.55m²

運搬経路



6.施工管理計画

6 - 1 概要

工事施工に当たり、設計図書・特記仕様書・公共建築工事標準仕様書及びその他関係図書に基づき工事目的物をより精度良く、工期内に竣工するように日々管理することを目的とする。

施工管理の基本構成

施工計画書共通事項に準じる。

(1) 工程管理

工事施工に当たり、別紙工程表により全体工程を把握して、工期を左右する重要工程を十分に検討し、作業前日に翌日の作業内容を確実にチェックし、資材・機材の調達はもちろん、作業方法を密に打合せ作業指示書で作業内容を明確にし、その日の作業量を確実に行うように日々努力する。進捗の遅れ等生じた場合、現場代理人等は施工リーダーに相談の上、工程の調整を行う。

(2) 出来形管理

設計図書・特記仕様書・公共建築工事標準仕様書に基づいて出来形管理を行い仕様書の管理基準を十分に把握し、確実に設計寸法を確保する。又、構造物の位置については設置後、再度チェックし設計図書と相違ないか確認する。

出来形管理をするにあたって、以下の事項を常にチェックし安易なミスが生じないよう心がける。

(3) 品質管理

設計図書・特記仕様書・公共建築工事標準仕様書に基づいて品質管理を行い、仕様書の管理基準を十分に把握し、期待する品質を確保する。

- ①設計図書に定められた品質規格を満足し、バラツキの少ない製品を作成することを目的とする。
- ②材料・製品等資材については、搬入前に配合報告・試験成績書又は品質証明を現場代理人等が

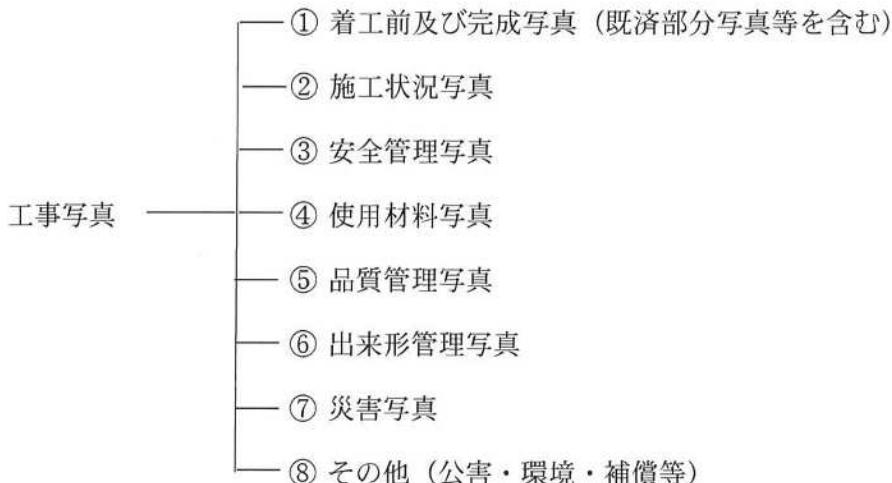
確認した後搬入する。

- ③搬入された材料は、寸法・外観を調査し規格値内であるか損傷箇所はない確認し使用する。
- ④搬入された材料は、出荷証明書・各種保証書等発行が可能なものについては竣工図書に添付する。

(4) 写真管理

撮影は工程に合わせた撮影方針を決め、撮影時期を逃すことなく撮影する。

不可視部分の撮影においては鮮明かつ明瞭に撮影し、早急に確認して写り具合の悪い物があれば直ちに撮り直す。又、仕様書による撮影基準を十分把握して、計画に従い撮影する。



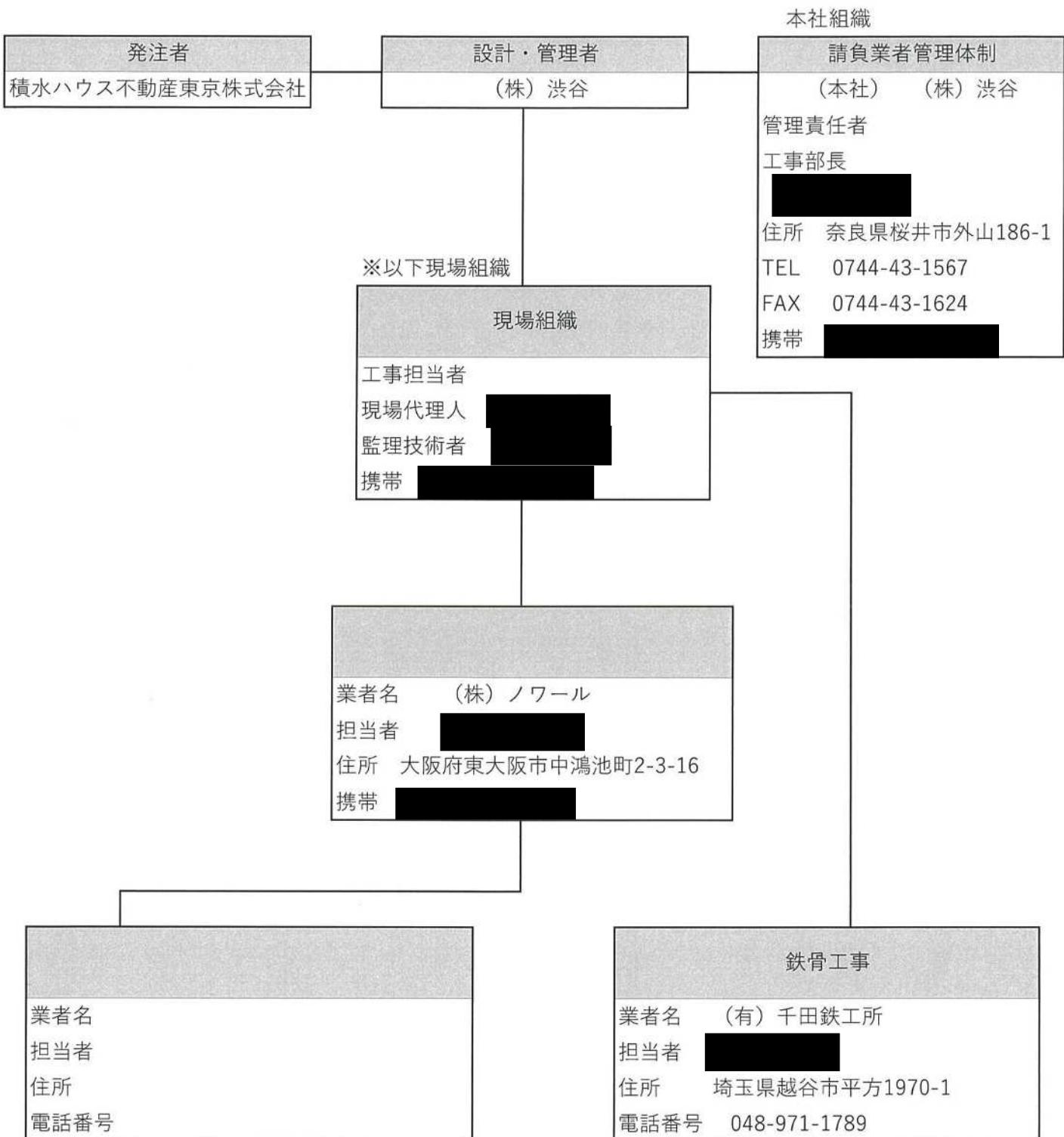
工事写真の撮影方法

- ①写真是、原則として次の事項を記載した黒板等を被写体と共に撮影する。

工事名・工種・測点（位置）・設計寸法・実測寸法・略図

- ②特殊な場合は、現場代理人等の指示する項目・頻度で撮影する。

施工管理体制



7.緊急時の体制及び対策

(1) 現場対策組織

大雨、出水、強風等の異常気象で災害発生の恐れがある場合は、施工リーダーと連携の上、下記の担当者で対応し必要に応じ現場内をパトロールし警戒する。

又、現場内において事故発生又はその恐れがある場合も同様の組織で対応する。

なお、地震が発生した場合には工事を直ちに中断して工事現場内の安全確保の措置をとり警戒する。

作業中止基準等については施工計画書共通項目に準じる。

現場担当者一覧表

氏名	職名	TEL	備考
[REDACTED]	現場担当	[REDACTED]	(株) 渋谷
[REDACTED]	現場担当	[REDACTED]	(株) ノワール
[REDACTED]	建築部次長	[REDACTED]	(株) 渋谷
[REDACTED]	建築部部長	[REDACTED]	(株) 渋谷

(2) 事故発生時における連絡系統

施工計画書共通項目に準じる。

(3) 地震に伴う臨機の措置

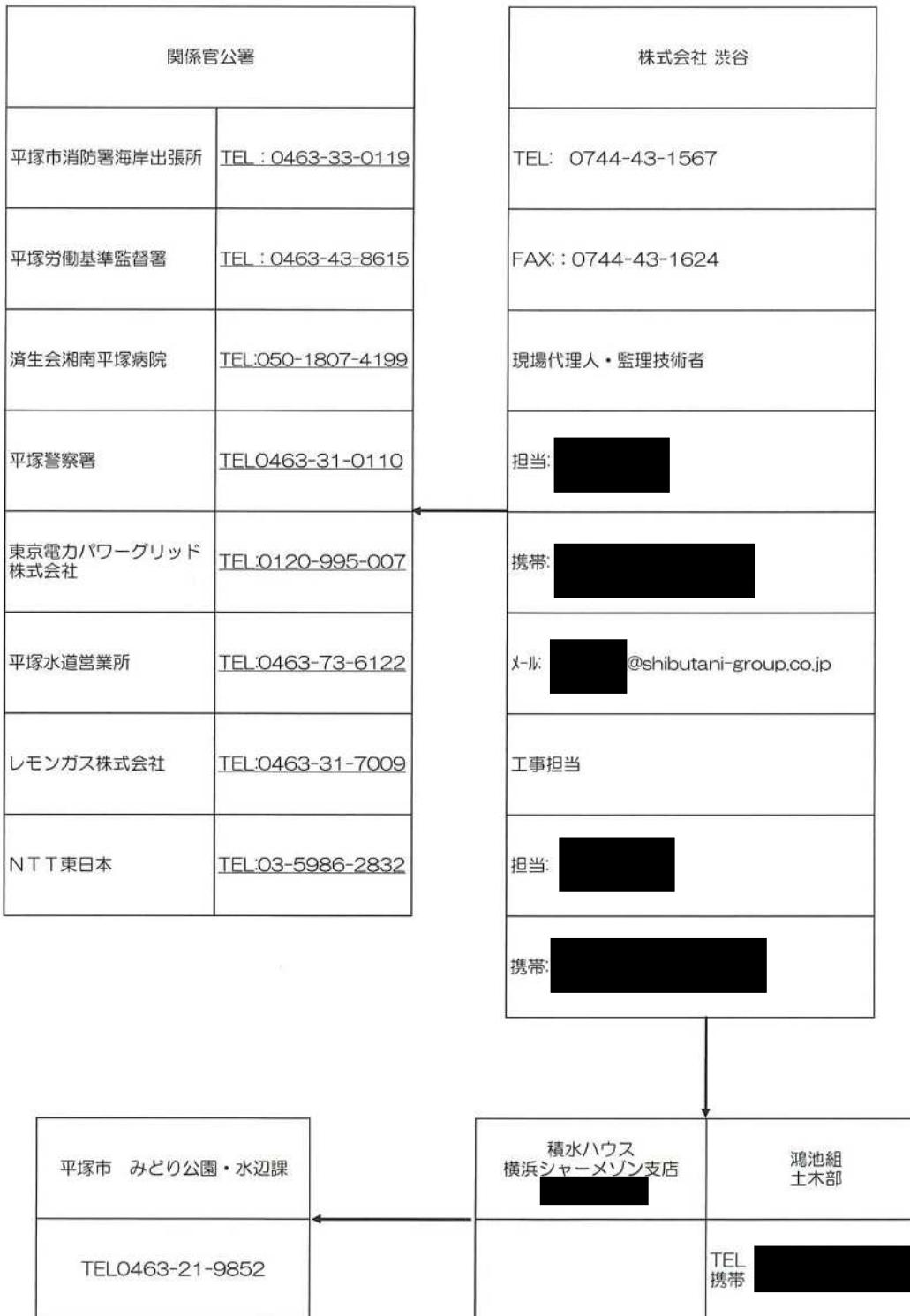
施工計画書共通項目に準じる。

【工事中断後の措置】

施工計画書共通項目に準じる。

緊急連絡体制表

(仮称) 平塚シーサイドパーク BBQレストラン棟新築工事



8.安全計画

8-1 安全衛生管理方針

人間尊重の基本理念にたち、安全衛生の確保は社会的責任であることを認識し全ての従業員と関係する協力会社の協力のもと、安全で快適な職場環境を形成する。また、快適職場認定を申請し意識の高揚をはかる。

(1)安全衛生目標

着工から完成引渡しまで無事故無災害で工事を遂行することを目標とする。

(2)安全目標達成の為の重点項目

当該工事の作業条件を考慮して以下の項目を重点管理項目とする。

①第三者災害の防止

- ・工事区域は、明確に区画し、「関係者以外立ち入り禁止」とする。
- ・工事車両の現場出入口には適宜交通整理員を配置して、交通事故の撲滅に努める。
- ・周辺道路での車両の待機は厳禁とする。
- ・運搬ルートは施工計画書共通項目に準じる。
- ・施工リーダーと週に1回程度工程打ち合わせを行い、安全対策の確認を行う。

②墜落・落下事故の防止

- ・足場の点検を確實に行い、結果を記録する。
- ・外部足場は手すり先行足場を原則とする。
- ・高所での作業は安全帯の使用を徹底する。
- ・脚立足場は3点支持とし、足場板をゴムバンド等で固定する。

③重機災害の防止

- ・重機の配置計画を前日の打合せで徹底し、かつ朝礼で作業員に周知する。
- ・重機の運転、取扱は有資格者が行う。
- ・作業前点検を確實に行い、結果を記録する。

- ・重機の旋回範囲内への立入禁止処置を徹底し、やむなく作業範囲内の作業が生じた場合は、作業指揮者を配置し、オペレーターとの合図を確実に行う。
- ・重機を後進する場合は、誘導員の指示を受ける。
- ・荷重及びエンジンをかけたまま運転席を離れない。
- ・クレーンのアウトリガーの張り出しへは、敷板等を設置して安定性を確保する。

④現場の整理整頓の励行

- ・作業員に対し、常に現場の整理整頓に留意して作業に望むように周知徹底する。
- ・毎日作業終了後に持ち場廻りの片付け及び作業場所廻りの整理整頓清掃を行う。

(3)衛生管理項目

- ①健康管理の徹底 受動喫煙防止対策の推進
- ②メンタルヘルスの推進 心身両面にわたる健康づくりに取り組む
- ③快適な職場環境の形成 作業環境・作業方法を改善して安全衛生水準の向上をはかる。

8-2 工事現場の安全衛生管理

(1) 安全活動計画

安全活動一覧表

施工計画書共通項目に準じる。

(2) 防火管理体制
火気取締責任者を決め、工事現場内を巡回し、火気災害防止を図るとともに
油脂類及び塗料等の可燃物は火気厳禁の指示を行い、周辺の整理整頓を実施、または作業終了点検
確認を行う。

配電する動力設備は、管理責任者を決め定期的に点検を実施し、安全を図る。

9.工事管理

現場作業環境の整備

①工事中の作業区域内環境の整備

- ・工事区域内の現場関係者以外の立入りを禁止する。
なお、使用する資材については、交通安全及び、現場の美化等を考慮しその選定を行う。
- ・工事施工中は、資材・工具・機械・廃材等が風等で飛散し、近隣事業所や通行車両に迷惑を掛けないように作業終了時及び、定期的に工事区域内を整理整頓しながら工事施工を行う。
- ・当現場においては、第三者に不快感を与えるような作業環境及び、服装・言動・態度のないように常に安全で清潔感のある現場にし、工事施工を行う。
- ・作業員のトイレは、承諾の得たトイレ以外は使用しない。なお、使用後は清掃作業を行いトイレの美化に努める。
- ・連絡車等は整然とした駐車に努める。また建設機械の駐機についても整然とした配置に努める。

②労働環境の整備

- ・現場内の安全面を整備し、安心して作業を行える作業環境にする。
- ・打合せ・ミーティングを行い、作業員とのコミュニケーションを図る。
- ・無理な工程は避け、計画性を持って作業者・運転者等に負担のかからないようにする。
- ・工事に従事する作業員の健康確保とその増進を図るには、労働環境条件を整備して、作業方法のほかに存在する危険有害な要因を排除して、働きやすい快適な作業環境にする必要がある。そのために、作業員を雇用している協力会社と総括管理者の密接な連携のもとに衛生管理体制を明確にし、環境管理・作業環境（イメージアップ）並びに健康管理を効果的に行う。
- ・快適な職場を形成するとともに、看板並びに現場周辺の美装化に努める。

③資材置場

- ・作業場所、資材置場等の資機材は適宜整理し、残材、不要物は整理・処分し、必要資材の整頓に努める。

④建設廃棄物の処理

- ・発生材の抑制・再利用・再資源化及び再生資源の積極活用を行う。
- ・現場内での分別収集を徹底する。特記仕様書に定められた「産業廃棄物保管場所」の掲示板及び産廃種別の表示板を掲示し、産廃ボックスを設置して、コンクリートがら、金属、木、紙、廃プラ、その他に分別する。
- ・収集運搬や処分を委託する場合はそれぞれ委託契約（2者契約）を行い、建設副産物を運搬処理する毎かつ品目ごとにマニフェストを発行して処理する（1品目1マニフェスト）。
- ・工事中に発生する梱包材や空カンも下請けに持ち帰らせず、建設廃棄物として適正に処理する。
- ・マニフェスト総括表を隨時作成し、建設副産物が適正に処理されているか管理する。

⑤再生資源の利用の促進

再生資源の利用の促進に関する法律及び共通仕様書総則2-1-24（建設副産物）等に基づき、次の項目について記載する。

- 1) 再生資源利用計画書
- 2) 再生資源利用促進（計画・実施）書
- 3) 搬出伝票
- 4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト等）
- 5) 建設副産物搬出調書

⑥現場環境対策

自然環境に対して

- ・現場で発生する廃棄物は分別し、関係法令に基づいた適正な処分を行う。

また、廃棄物の減量化に努める。

- ・当工事において使用する建設機械（油圧ショベル等）については、自然環境の保全のため排出ガス対策型とする。
- ・不必要的車の運転や運搬車の段取り待ちをできる限り少なくするよう努め、
また、アイドリングストップ運動を励行する。
- ・現場内の整理整頓に努め、ゴミ箱等を設置し場内で発生するゴミの散乱を防ぐ。
- ・路面環境の保護と美化の為ダンプカーの出入り時は乾式スパッツを使用する。

騒音・振動対策

- ・施工計画書共通項目に準じる。

防塵対策

- ・施工計画書共通項目に準じる。

工事排水処理

- ・生コン車の洗浄は、自社（生コン会社）に持ち帰り実施するように指導し徹底させる。

10.交通管理

10-1工事用道路計画

(1) 通勤経路

- ・施工計画書共通項目に準じる。

(2) 工事関係車両搬入経路

- ・施工計画書共通項目に準じる。

10-2安全輸送計画

- ・施工計画書共通項目に準じる。

11.再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

11-1 建設廃棄物の処理

建設副産物の適正処理計画

- ・発生材の抑制・再利用・再資源化及び再生資源の積極活用を行う。
- ・現場内での分別収集を徹底する。特記仕様書に定められた「産業廃棄物保管場所」の掲示板及び産廃種別の表示板を掲示し、産廃ボックスを設置して、コンクリートがら、金属、木、紙、廃プラスチック等に分類する。
- ・収集運搬や処分を委託する場合はそれぞれ委託契約（2者契約）を行い、建設副産物を運搬処理する毎かつ品目ごとにマニフェストを発行して処理する（1品目1マニフェスト）
- ・工事中に発生する梱包材や空カンも下請けに持ち帰らせず、建設廃棄物として適正に処理する。

11-2 再生資源の利用の促進

再生資源の利用の促進に関する法律及び共通仕様書総則2-1-24（建設副産物）等に基づき、次の項目について記載する。

- 1) 再生資源利用計画書
- 2) 再生資源利用促進（計画・実施）書
- 3) 搬出伝票
- 4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト等）
- 5) 建設副産物搬出調書

12.環境対策（騒音・振動対策等）

12-1 現場環境対策

自然環境に対して

- ・施工計画書共通項目に準じる。

騒音・振動対策

- ・施工計画書共通項目に準じる。

防塵対策

- ・施工計画書共通項目に準じる。